

第六十四回  
国会

# 参議院農林水産委員会會議録第二号

昭和四十五年十二月十日(木曜日)  
午前十時四十五分開会

農林省農政局長 中野 和仁君  
事務局側 常任委員会専門 宮出 秀雄君

委員の異動

十一月二十五日

藤原 房雄君

補欠選任 宮崎 正義君

十二月十日

小林 国司君

補欠選任 津島 文治君

任田 新治君

矢野 登君

出席者は左のとおり。

委員長

園田 清充君

理事

亀井 善彰君

委員

高橋雄之助君

久次米雄太郎君

村田 秀三君

小枝 一雄君

沢田 実君

鈴木 省吾君

津島 文治君

森 八三三君

矢野 登君

北村 暢君

中村 波男君

向井 長年君

河田 賢治君

政府委員

倉石 忠雄君

農林政務次官

宮崎 正義君

農林水産委員会會議録第二号 昭和四十五年十二月十日【参議院】

農林省農政局長 中野 和仁君  
事務局側 常任委員会専門 宮出 秀雄君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○農薬取締法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○連合審査会に関する件

○委員長(園田清充君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。  
去る十一月二十五日、藤原房雄君が委員を辞任され、その補欠として宮崎正義君が委員に選任されました。

○委員長(園田清充君) この際、理事の補欠選任についておはかりいたします。

委員の異動に伴い理事に一名欠員を生じておりますので、この際理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(園田清充君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に沢田実君を指名いたします。

○委員長(園田清充君) 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) 農薬取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

わが国においては、多様な気象条件のもとで多くの種類の農作物が集約的に栽培されているため、病害虫等の種類が多く、かつ、それらによる被害も大きいものがあります。

このため、わが国の農業にとりましては、その生産を安定させる上で農薬の使用は欠くことのできないものであります。反面、近年において農薬散布中の事故の発生や農作物等への農薬の残留等の問題が生じてまいりました。

このような問題に対処するため、制度的な整備を行なうこととして農薬取締法の一部を改正することとした次第であります。

次に、法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一は、農薬取締法は、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保をはかり、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資することにも、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする旨を定めることとしたしております。

第二は、登録制度についての改正であります。まず、農作物等や土壌の汚染または水質の汚濁が生ずるおそれがある農薬につきましては、登録を保留して品質改良等の指示を行なうことができることとしたしております。

次に、登録を受けた後に農薬の使用により農作物等や土壌の汚染、水の汚濁等が生ずると認められるに至ったときは、その農薬の使用等方法を変更する登録をなし、または登録を取り消すとともに、要すれば販売業者に対し、その農薬の販売を制限し、または禁止することができることとしたしております。

第三は、農薬の使用を規制することができる場合を拡大することとしたしております。

まず、その使用方法等のかんによっては農作物等または土壌の汚染が生ずるおそれがある農薬を作物残留性農薬または土壌残留性農薬として指定し、これらの農薬は、農林大臣が定める基準に違反して使用してはならないこととしたしております。

次に、一定の条件のもとでは水産動植物の著しい被害または水質の汚濁が生ずるおそれがある農薬を水質汚濁性農薬として指定し、この農薬の一定地域における使用については、都道府県知事の許可を受けなければならないこととしたしております。

第四に、農薬の使用に關し、使用者が順守することが望ましい基準を定めることとしたしております。

以上のほか、所要の規定についての整備を行なうこととしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長(園田清充君) 次に補足説明及び関係資料の説明を聴取いたします。中野農政局長。

○政府委員(中野和仁君) 農薬取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容について御説明申し上げます。

第一に、第一条として追加いたしました農薬取締法の目的については御説明申し上げます。

農薬取締法は、農薬の品質の保全を目的とした取締規定を主たる内容として昭和二十三年に制定され、今日に至っているものであります。最近における残留農薬対策の重要性にかんがみ、残留性の著しい農薬についての取り締まりの強化等に關

する規定を整備することに伴ひ今回本法の目的規定を新設することとし、農業取締法は、農業の安全かつ適正な使用の確保をはかり、もつて農業生産の安定と国民の健康の保護に資することともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする旨を明らかにすることとしたしてあります。

第二に、登録審査の強化に関する第二条及び第三条の規定の改正について御説明申し上げます。農業の登録に際し、その残留性等に関する審査を強化することとし、登録を申請する者は残留性等に関する試験成績を記載した書類を提出しなければならぬこととするともに、検査の結果、登録を保留して品質の改良等を指示することができるとして、次の場合を加えることとしたしております。

その一は、その農薬が申請書に記載された使用方法等に従ひ使用された場合に、農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染した農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるときであります。

その二は、その農薬が申請書に記載された使用方法等に従ひ使用された場合に、農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるときであります。

その三は、その種類の農薬が、申請書に記載された使用方法等に従ひ一般的に使用された場合に、その使用に伴うと認められる水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁された水等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるときであります。

第三に、職権による変更の登録及び登録の取り消しに関する第六条の三の規定について御説明申し上げます。

この規定は、農薬が登録を受けた後に、登録にかかる使用方法等を順守して使用された場合にもなお人畜に対する被害、農作物等または土壌の汚染、水質の汚濁等が生ずると認められるに至つた

場合には、その農薬が引き続き使用されることによる被害等の発生を防止する上で必要な措置を講ずることができるよう新たに設けられたものであります。この規定の運用により、その使用方法等を変更して農薬の安全な使用を確保するとともに、使用方法等の変更によつてはその使用に伴う安全を確保し得ない農薬については、その登録を取り消すこととしております。

第四に、登録に関連する手続の整備を行なうこととしております。

まず、その一は、第五条の二の規定を新設し、登録を受けた者について相続、合併、事業の譲り渡しがあつたときには、その地位の承継について規定したこととあります。

その二は、第六条の規定を改正し、農薬の製造業の廃止等一定の場合に農林大臣に届け出なければならぬこととしたこととあります。

その三は、登録が失効する場合についての第六条の五の規定、登録票を返納しなければならぬ場合についての第六条の六の規定、及び登録した場合等における公告についての第六条の七の規定を整備することとしたこととあります。

第五に、販売業者についての農薬の販売の制限または禁止についての第九条の改正について御説明申し上げます。

この規定は、変更の登録または登録の取り消しの措置を定めることとしたことに対応して新たに追加することとしたものであります。農薬の登録の取り消し等の措置を講じた場合等に、農薬の使用に伴う被害等の発生を防止するため必要な範囲において、販売を制限し、または禁止することができるといふこととしております。

第六に、農薬の使用の規制について定めております第十二条の二、第十二条の三及び第十二条の四の規定について御説明申し上げます。

まず、第十二条の二及び第十二条の三の規定は、農作物等または土壌についての残留性を有する農薬の使用の規制について定めることとしたし

ておりまして、その使用方法等を順守しないで使用されるときは、農作物等または土壌の汚染が生じ、その汚染にかかる農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるような種類の農薬を作物残留性農薬または土壌残留性農薬として指定し、これらの農薬に該当する農薬は、農林大臣が定める基準に違反して使用してはならないこととしております。

また、第十二条の四の規定は、現行の第十二条の二の規定の改正でございまして、相当広範な地域においてまづ使用されるときは、一定の自然的条件のもとでは、水産動植物の被害が著しいものとなるおそれがあることと定められている現行の要件に加えて、その農薬の使用により水質の汚濁が生じ、その汚濁した水等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあることを加えることとし、この要件に該当する農薬を水質汚濁性農薬として指定し、これについては、都道府県知事が、地域を限つて、その地域におけるその使用についてあらかじめ許可を受けなければならぬ旨を定めることができることとしたしてあります。

第七は、農業安全使用基準の設定に関する第十二条の五の規定であります。農業安全使用基準は、農薬の使用にあつてその使用者が指針とすべき基準を定めるものであります。農薬の使用の時期及び方法等について農林大臣が定めて、公表するものといたしてあります。

第八に、第十二条の六の規定は、農林大臣および都道府県知事による農薬の適正な使用等に関する知識の普及、情報の提供、助言、指導その他の援助について定めてあります。

第九に、報告及び検査に関する第十三条の規定の改正について御説明申し上げます。

この規定の改正は、農薬の使用の規制を拡大することとしたことに伴ひ、その規制を担保することを目的としておりまして、農林大臣及び都道府県知事は、農薬の使用者から必要な報告を徴収し、または立ち入り検査を行なうことがで

きることにいたしました。第十に、農業資材審議会に関する第十六条の規定の改正について御説明申し上げます。

現行法におきましても、法施行上重要な事項については、農業資材審議会の意見を聞かなければならないこととされておりますが、今回の改正により、新たに、変更の登録または登録の取り消し、農薬の販売の制限または禁止及び作物残留性農薬等の指定についても、同様に意見を聞かなければならないこととしたしてあります。

最後に、附則の規定について御説明申し上げます。この法律の施行は、公布の日から三月以内で政令で定める日からいたしてありますが、このうち、登録審査に関する第二条、第三条等の改正規定は、公布の日から施行することとしてあります。

次に、登録を受けている農薬についてこの法律の公布の日から二年間の間に行なわれる再登録の申請に関しては、残留性等に関する試験成績を記載した書類の提出を省略することができるといふことといたしてあります。

以上のほか、罰則の規定の整備等所要の規定の整備を行なつてあります。

以上をもちまして農業取締法の一部を改正する法律案についての補足説明を終ります。

はなはだ恐縮でございますが、若干正誤表を入れてございましてお直しいただきたいと思います。

続きまして法律案に伴います参考資料を簡単に御説明申し上げます。お手元に差し上げております農業取締法の一部を改正する法律案参考資料をごらんいただきたいと思います。

五千六百九十八という農業の数がございます。またそれを成分別にいたしますと現在では四百十一というところになっております。そして農業の総生産額が八百六十六億です。ごらんのように非常に伸びております。

特にこの表をごらんをいただきますと、昭和三十年はこれが百二十八億、このころ稲の二化メイ虫を防除するためのパラチオンが非常に使われ出しまして非常に伸びております。昭和三十五、六年ごろになりますとまた非常に上に上がっております。これがまた除草剤が出てきて上がった。

農業の価格でございますが、昭和四十年を一〇〇にいたしました四十一年は九六というところで、むしろ下がりがみえます。昭和三十年は一九三九というところまで下がっているというようになつておりますので、これを割つていただきますと、実際の農業は昭和三十年ごろに比べて八倍以上使われているというふうになつております。

三ページにまいりますが、三ページは、いま申し上げました農業につきまして薬剤別に殺虫剤、殺菌剤等の種類別、有効成分別の計数が書いてございます。

それから四ページにまいりますが、これはそれらをもう少し詳しく現在使用——水稻用、果樹野菜用、林業用、その他に分けて、そして殺虫剤、殺菌剤、除草剤別に害虫名、あるいは病名を書きまして、主要な使われております農業名を書いてございます。なお、現在行政指導でいろいろな公害等の関係の対策をやっておりますが、そのことが、たとえばBHC、一番最初に出ておりますこれをあらためていただきますと、もうすでに製造使用を中止しておるといふふうに表示がしてございます。

六ページにまいります。六ページはそれらの殺虫剤、殺菌剤、除草剤というのをおもなものでございまして、過去の生産額の推移が書いてございます。大体現在は殺虫剤が四五％程度、殺菌剤が三〇％程度、除草剤が二五％程度でございます。

非常にふえておりました二割ということになっております。

それから七ページにまいりますが、七ページはわが国の主要な農業につきまして殺虫剤、殺菌剤別に、それからまた農業の系統別に、種類別に、この右のほうにあらためていただきますように、どういふ農業はどうかという内容かということ、人畜毒性につきましては急性か慢性か小さいか、あるいは慢性毒性につきましてはそれが大きいのか小さいか、魚毒性かどうか、作物残毒性はどうかというのを大ざっぱでございますが、一応大中小で表示してございます。たとえば、最初のBHCは人畜の毒性は急性は小さいけれども、御承知のように稲わらを通じて牛乳に入つて人体に影響があるという慢性毒性が大きいわけでございますから大といふことになっております。それからもう一つドリリン系というのが下のほうにございまして、アルドリリンあるいはデルドリリンというのがございまして、これは右のほうをごらんいただきますと、アルドリリンは慢性毒性が非常に作物残毒性が大きいということで先般来キウリを汚染して問題になったというところでございまして、それから八ページ以下ずっとそういうことで主要な薬につきましての毒性なり残留性が書いてございます。

十一ページをお開きいただきます。今度、十一ページは、今度は農業の毒性別の割合が表示してございます。これは生産金額でのウェイトでございます。現在は農業でも毒物劇物は毒物劇物取締法の規制もあわせて受けておりますが、この表であらためていただきますように、ほとんど毒物劇物が減つてまいりました。現在では特定毒物と言われる一番毒性の強いもの、これが一・四％、毒物が九・一％、劇物が三九・〇％、普通物が五〇・五、半分は普通物に変わっております。昔と比べて低毒性農業の開発が進んでおるわけでございます。

それから参考に表示してございます農業による中毒件数というのが厚生省の調べでございます。非常に、一番中毒事件が多いのは散布中の中毒というのと、それから三段下の自殺、他殺、これで死亡しましたのが非常に多いということになっております。

それから十二ページにまいります。これは輸出入のことが書いてございまして、大ざっぱに申し上げまして、四十四年度にありまうように、農業の輸入が九十八億九千万、アメリカなりドイツからの輸入が多いわけでございます。

それから十三ページにまいります。今度は輸出でございますが、約八十四億輸出しております。輸出先は東南アジア、ソ連、それから中国といふところが多いようでございます。

それから十四ページにまいりますが、これはいまの農業の流通機構を表示してございまして。現在、農業業者といふのは三百五十社ございまして、右の上のほうに書いてございまして、そのうちの九〇％以上のシェアを占めているのは四十社でございます。この図をごらんいただきますと、農業メーカからどういふように末端の農家まで流れるかという表示でございますが、ある農業メーカの八百十四億の農業が全購連に約四六・四％、それから卸売り商社に四八・四％、それが以下小売商を通じ、あるいは経済連、単協を通じて、消費者の段階では農協系統が七〇％、それから特殊な専用農協が一三・四％、それから小売商からいきますとものが一三％というふうなことになるております。

それから十五ページにまいります。今度は農家の農業の購入量でございますが、これはこまかく書いてございまして、一番右のはしの下をごらんいただきます。農家経済調査によりまして、一万八千四百円一戸当たりしまして農家は農業を使つております。これは経営費の大体五％に当たります。

それから十六ページにまいります。これは作物別に経営費の中の農業のウェイトが書いてございまして。ごらんいただきますと、やはり野菜と果樹が多いわけでございます。

十七ページは、今度は防除関係の図式でございます。まして、制度が整備いたしましたも防除体制が不備でありますれば意味はないわけでございます。現在の防除体制を図式してございまして、

それから十八ページにまいりますが、これは世界各国における農業の使用量を書いてございまして。その下のほうをごらんいただきますと、下から二段目でございますが、農耕地面積当たりというところで、最初の日本をごらんいただきますと、一ヘクタール当たり十二キログラム、非常に日本は多いわけでございます。その隣のアメリカが一・六キログラムでございます。それから約七倍くらいになっております。日本と並ぶのは大体イタリア、それからイスラエルという、集約的な農業をやっている国でございますが、ただ一番最後の欄でございまして、農薬問題がありそうなる農業といふことでしばしば見ますと、日本の場合でも一・四八キログラム、アメリカの一・三キログラム、その他の国でもそう差はない。大部分は有益で無害な農業を使つているということになります。

それから十九ページは、日本と外国との農業についての規制で、日本の取り締まり規定の経過、アメリカ、西ドイツ等を表示してございまして、それから二十ページ以降は、御承知の食品衛生法によりまして、厚生省のほうで農業残留の許容量をきめております。現在二十ページの表のとおり、許容量がきめられております。これに基づきまして農林省は、二十一ページから最後のページまで非常にたくさん書いてございまして、それぞれの農業の作物につきましての安全使用基準を行政指導でやっております。そのことを書いてございまして、

簡単でございますが、参考資料の説明を終わります。

○委員長(園田清充君) 次に、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案を議題といたします。倉石農林大政府から説明を聴取いたします。

臣。

○国務大臣(倉石忠雄君) 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

近年、産業活動の著しい進展に伴いまして、水質の汚濁あるいは大気汚染による公害が全国的に大きな社会問題となつておりますが、一方、カドミウム、銅等重金属類による農用地の土壤の汚染も各地で顕在化しております。農用地の土壤の汚染は、そのほとんどが水質の汚濁あるいは大気の汚染を通して土壤が汚染されるという過程を経るものであり、従来から、公共用水域の水質の保全に関する法律、大気汚染防止法等により対処してきたところであります。

しかしながら、重金属類による土壤の汚染は、自然のまま放置すれば土壤に蓄積したままほとんど流失しないという性格を有しますので、工場、あるいは事業場からの排水、ばい煙等を規制するのみでは必ずしも十分な対策とはいえず、これらの規制措置と有機的な関連のもとに、汚染された農用地の復旧をはかり、あるいは汚染防止のための事業等を行なうための措置を講ずることが緊要であります。

このように見地から、農用地の土壤の汚染の防止及び除去並びに汚染された農用地の利用の合理化をはかるために必要な措置を講ずることにより、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、または農作物の生育が阻害されることを防止するため、本法案を提出した次第であります。次に、この法律案の主要内容について御説明申し上げます。

第一に、都道府県知事は、政令で指定された特定有害物質によつて人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、もしくは農作物の生育が阻害される地域またはそれらのおそれが著しいと認められる地域を農用地土壤汚染対策地域として指定することができることとしたしております。

第二に、都道府県知事は、この対策地域につい

て、農用地の土壤の汚染を防止するためのかんがい排水施設の設置、農用地の土壤汚染を除去するための客土等必要な対策に関する計画を定めることとしたしております。

第三に、都道府県知事は、対策地域について、必要があると認めるときは、大気汚染防止法または水質汚濁防止法の規定により、一般の基準よりきびしい排水基準等の設定等を行なうために必要な措置をとることとしたしております。

第四に、都道府県知事は、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産されると認められる農用地を特別地区として指定し、その区域内において一定の農作物の作付をしないように規制することができるといたしましたしております。

第五に、農林大臣は、農用地の土壤が工場または事業場から排出される排水、ばい煙等に含まれる特定有害物質により汚染されることを防止するため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長または関係地方公共団体の長に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができるといたしましたしております。

以上のほか、都道府県知事は農用地の土壤の汚染状況の調査測定を行なうこととするともに、農林省に土壤汚染対策審議会を設置して農用地の土壤の汚染防止等に関する重要事項を調査審議することとする等所要の規定を設けることとしたしております。

以上が、本法案の提案の理由及びその主要内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(國田清充君) 次に、補足説明及び関係資料の説明を聴取いたします。中野農政局長。

○政府委員(中野和仁君) 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

まず、第一に、本法案の対象となります土壌汚染の原因となる有害物質につきましては、第二条第二項に規定しております。その物質が農用地の土壤に含まれることに起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、または農作物の生育が阻害されるおそれがある物質について政令で定めるといたしましたしております。このような有害物質といたしましては、カドミウム、銅、亜鉛等が考えられますが、当面、カドミウムをまず指定することを予定いたしております。

第二に、農用地土壤汚染対策地域につきましては、第三条及び第四条に規定しております。この対策地域の指定の要件は、その地域内にある農用地の土壤及び農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量等から見て農用地の土壤の汚染の防止等のために必要な基準等とし、政令で定めることとしたしております。

第三に、農用地土壤汚染対策計画につきましては、第五条及び第六条に規定しております。この対策計画の内容といたしましては、対策地域内にある農用地について汚染の程度等を調査して定める利用上の区分及びその区分ごとの利用に関する基本方針、土壤の汚染防止のためのかんがい排水施設の設置、汚染を除去するための客土、汚染水の利用の合理化をはかるための地目変換、農用地の利用の調査測定に関する事項等といたしております。この対策計画は、当該事業にかか

る農用地の土壤の汚染の程度、当該事業に要する費用、当該事業の効果及び緊要度等を勘案し、必要かつ適切と認められるものでなければならぬこととし、農林大臣の承認を受けなければならぬこととしたしております。

第四に、排水基準等の設定等のための都道府県知事の措置についてであります。これは第七条に規定しております。水質の汚濁あるいは大気の汚染の防止のための措置につきましては、今国会に別途提案されております水質汚濁防止法案あるいは大気汚染防止法の一部を改正する法律案により

まして、都道府県知事が条例で一般の基準よりきびしい特別の排水基準等を設定することができるようになることとしたしておりますが、本法案におきましては、一定の場合には都道府県知事は、これらの法律の規定により特別の排水基準等の設定等を行なうために必要な措置をとることとしたしております。

第五に、特別地区の指定等につきましては、第八条から第十条までに規定しております。人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産されることを防止するため、対策地域のうち特に汚染の著しい特別地区につきまして作付をすることが適当でない農作物等の範囲を定めることとし、都道府県知事は、特別地区内でそのような農作物等の作付をしていない者に對しては、当該農作物等の作付等をしないよう勧告できることとしたしております。

また、第十一条には、農林大臣が関係行政機関の長または地方公共団体の長に対し、他の法令の規定に基づき農用地の土壤の汚染の防止のために必要な措置をとるよう要請することができると規定しております。第十二条には、都道府県知事に農用地の土壤の汚染状況の調査測定を義務づけ、調査体制の強化をはかることとしたしております。

さらに、第十三条及び第十四条におきまして、農林省に土壤汚染対策審議会を設置することを規定し、本法案の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農用地の土壤の汚染の防止等につきまして調査審議することとしたしております。

以上のほか、農用地の土壤の汚染の調査測定のための農用地への立ち入り調査等につきまして所要の規定を設けております。

以上をもちまして農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案についての補足説明を終わります。引き続きまして参考資料を御説明申し上げます。

お配りしてございます資料の二ページをあらためてお配りしたいと思います。

まず1は、主要重金属類—銅、亜鉛、カドミウム、鉛、砒素でございますが、これによりまして汚染のおそれのある農用地面積というのを書いてございまして、これは農林省が昭和三十四年からただいままで、地力保全対策調査ということで調査をしてまいりましたものでございまして、これによりまして、全体で三万七千四百二十ヘクタール、水田が三万一千、畑が六千、こういうことになるわけでございますが、特に多いところは東北それから関東ということでございまして。

それからその次は汚染源別、これは推定でございまして、汚染源別面積を見ますと、排水によるものが約八割、それから排煙によるものが一三％、廃棄物によるものが九％、その他自然汚染等が五％ということになっております。これを合計しまして一〇〇をこえますのは、排水と排煙がダブっておるといふような重複汚染のためでござい

ます。三ページにまいりますが、三ページはすでに御承知の、厚生省のほうでカドミウムの環境汚染要観察地域というものをつくっております。それを表示しております。現在指定をされておりますのはこの六つでございまして、そのあとまた若干指定するかどうかというところもあるようでござい

ます。それから四ページにまいりまして農業用水の汚濁の現況、これは、主として水から土壌汚染がくるといふ意味で、この面積そのものが土壌汚染そのものの面積ではございせんが、先般農林省が水質汚濁対策調査をやりまして調べた結果でござい

ますが、これをあらためていいますと、全体で汚濁されておる面積は十八万八千ヘクタール、ちなみに五年前の調査であります、たしかこれが十二万ヘクタールでありましたので、かなりの水質汚濁の状況は進んでおります。それをやはり汚濁源別に見ますと、鉱山が一六％、工場が四一％、都市汚水が三三％ということになっております。

五ページにまいりまして、先ほど提案理由のところで御説明をいたしましたように、今回は排出規制をやりますと同時に復旧対策と申しましたようか、土壌汚染を防止したり、あるいは除去したりする事業がいろいろあるわけでございますが、その事業の概要を書いてございまして、まず土壌の汚染の防止につきましては、主としてこれは水の問題と関連があるわけでございます、かんがい用水の汚濁に起因している場合は水源を転換いたしますとか、あるいは沈澱池をつくるとかいうこと

でございます。それから汚染土壌の改善につきましては、いろいろの種類がございまして、土壌の汚染が強い場合は土壌改良、それから表層部だけに限られた場合は土層改良、いわゆる天地返しというふうなものでございまして。

六ページにまいりまして、かなり汚染が著しいといった場合、これは排水、客土、一べん汚染された土をどけてまして、別のいい土を持ってくる排水、客土をやる。それからその次が地目の転換、これは水田から畑地への転換というふうなことが考えられるわけでございます。

それから七ページにまいりまして、これは土壌中の重金属類の賦存量、これは天然の量、一体土壌の中には重金属というのどの程度入っているかということを示しております。まずカドミウムにつきましては、水田についてございまして、計のところにありますように一〇・五PPMです。ただいまカドミウムで問題になっております地域は、たとえば一〇PPM土壌にカドミウムが入っておりますか、あるいは五PPMだとか、二〇PPMだとかいうことになっておりますが、わが

国の平均的な自然の賦存量というのはいくつ、〇・五、畑が〇・四というふうなことになるのでござい

ますが、それから八ページにまいりまして銅でござい

ますが、作物障害との関係でございまして、銅は水田が五PPM、畑が二・三PPM、樹園地が一三PPMということになっております。それから亜鉛がその次の九ページに出ておりますが、亜鉛は水田で二〇・七PPM、以下はごら

んいただきますとおりでございます。なお、諸外国の土壌につきまして若干の調査がござい

ますが、この表にございまして、よりに地殻中、これは岩石が風化をいたしまして、まだ土壌にならぬ程度のものでございまして、まだ土壌は七〇PPM、亜鉛は八〇PPM、カドミウムは〇・一五から〇・二PPM、土壌中は通常の場合銅が二から三〇PPM、亜鉛が一〇から三〇PPM、カドミウムは大体一以下でござい

ます。大体こういうことになっております。以上でござい

ます。〇委員長(園田清充君) 両案に對しましては、本日は以上の説明にとどめておきます。

〇委員長(園田清充君) 次に、連合審査会に關する件についておはかりいたします。

公害対策基本法の一部を改正する法律案、公害防止事業費事業者負担法案、騒音規制法の一部を改正する法律案及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案について、公害対策特別委員会に對し、連合審査会の開会を申し入れることに御異議

ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇委員長(園田清充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また農業取締法の一部を改正する法律案及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案について、公害対策特別委員会から連合審査会開会の申し入れがありました場合には、これを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇委員長(園田清充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお連合審査会につきましては、委員長においてあらかじめ公害対策特別委員長と協議いたしました結果、公害関係法案が付託されている八委員会の連合審査会を開会することとし、その日取りは一応十一月及び十二月の二日間、いずれも午前十時から開会することになりましたので、御了承をお願いいたします。

午前十一時二十五分散会  
十二月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、農業取締法の一部を改正する法律案  
一、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案  
農業取締法の一部を改正する法律案  
農業取締法の一部を改正する法律案  
農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。  
第一条第三項を次のように改める。  
3 この法律において「製造業者」とは、農業を製造し、又は加工してこれを販売する事業をい「輸入業者」とは、農業を輸入してこれを販売する事業をいう。  
第一条に次の二項を加える。  
4 この法律において「製造業者」とは、製造業を営む者をいい、「輸入業者」とは、輸入業を営む者をいい、「販売業者」とは、製造業者及び輸入業者以外の者で農業の販売の事業を営むものをいい、「防除業者」とは、農業を使用して行なう病害虫の防除又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制の事業を営む者をいう。  
5 この法律において「残留性」とは、農業の使用に伴いその農業の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む)が農作物等又は土壌に残留する性質をいう。  
第一条の二を第一条の三とし、第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。  
(目的)  
第一条 この法律は、農業について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農業の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もつて農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。  
第二条第二項中「左の」を「次の」に、「及び被害」を「薬害、毒性及び残留性」に改め、同項



場合には、清算人）は、遅滞なく、登録票（第三号に該当する場合には、変更前の第二条第二項第四号又は同条第三項第四号の事項を記載し

第九条の見出しを「販売業者についての農薬の

と認められる水産動植物の被害が著しいものとな

の汚濁又は土壌の汚染を防止するため必要な知

識の普及、その生産、使用等に関する部報の提供その他その安全かつ適正な使用の確保と品質の適正化に関する助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

第十二条の次に次の二条を加える。

(作物残留性農薬の使用の規制)

第十二条の二 政府は、政令をもつて、当該種類の農薬が有する農作物等についての残留性からみて、当該種類に該当する農薬が第七条の規定による容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項を遵守しないで使用される場合には、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがある種類の農薬を、作物残留性農薬として指定する。

2 農林大臣は、前項の規定により作物残留性農薬の指定があつた場合には、遅滞なく、農林省令をもつて、当該作物残留性農薬に該当する農薬についての第七条の規定による容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項内容を確認し、当該農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に關しその使用者が遵守すべき基準を定めなければならない。

3 農林大臣は、必要があるとき認められる場合には、前項の基準を変更することが出来る。

4 作物残留性農薬に該当する農薬は、当該作物残留性農薬に係る第二項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、使用してはならない。

(土壌残留性農薬の使用の規制)

第十二条の三 政府は、政令をもつて、当該種類の農薬が有する土壌についての残留性からみて、当該種類に該当する農薬が第七条の規定による容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項を遵守しないで使用される場合には、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがある種類の農薬を、土壌残留性農薬として指定する。

2 前項の規定により土壌残留性農薬の指定があつた場合における当該土壌残留性農薬に該当する農薬の使用の規制については、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十三条の見出しを「報告及び検査」に改め、同条第一項中「農林大臣は、」を「農林大臣は、」に、「防除業者に対し、」を「防除業者その他の農業使用者に対し、」都道府県知事は販売業者又は水質汚濁性農薬の使用に「業務」を「業務」を「業務若しくは農薬の使用」に改め、「第十四条の」を「但し」を「ただし」に改め、「第十四条の」を「第十四条に見出しとして（監督処分）」を附し、同条第一項中「第二項」を「第二項第一項」に改め、同条第三項中「前二項の処分」を「前二項の規定による処分についての異議申立て」に、「第十二条第二項」を「第六条の第三項」に改め、

第十六条中「第一項第一項若しくは第十二条の第二項第一項」を「第一項の第二項、第十二条の第二項第一項若しくは第二項」に、「第一項の二」を「第一項の三」に、「第十二条の第二項の省令を制定し、若しくは改正しようとするとき」を「第六条の第三項第一項の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消そうとするとき、第九條第二項若しくは第十二条の第二項（第十二条の第三項第二項において準用する場合を含む。）の農林省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき」に改める。

第十六条の二第二項を削る。

第十七条本文中「左の」を「次の」に、「一万円」を「五万円」を改め、同条ただし書を削り、同条第一号中「第九條」を「第九條第一項」に改め、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第九條第二項の農林省令の規定による制限又は禁止に違反した者

第十八条中「左の」を「次の」に、「五千元」を「三万円」に改める。

第十八条の二を次のように改める。

第十八条の二 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の二第四項（第十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十二条の四第二項の規定により定められた規則の規定に違反して都道府県知事の許可を受けずに水質汚濁性農薬に該当する農薬を使用した者

第十八条の三中「第六條第一項又は第三項」を「第五條の二第三項、第六條第一項、第三項、第五項若しくは第六項又は第六條の六」に、「五千元」を「一万元」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二條、第三條及び第六條の二の改正規定並びに次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日から水質汚濁防止法の施行の日までの間は、改正後の農薬取締法第三條第一項第七号中「水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第七号）」を「水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第七号）」とあるのは、「公共用水域の水質の保全に關する法律（昭和三十三年法律第百八十一号）第三條第一項」とする。

3 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に改正前の農薬取締法第二條第二項の規定によつてされた登録の申請で、当該改正規定の施行の際現にこれに対する登録又は登録の拒否の処分がされていないものの処理については、なお従前の例による。

4 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に改正前の農薬取締法第二條第一項の登録を受けている農薬について、当該改正規定の施行の日から起算して二年を経過する日まで

の間に行われる再登録の申請については、改正後の農薬取締法第二條第二項の規定にかかわらず、当該農薬の毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の提出を省略することが出来る。

5 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に改正前の農薬取締法第六條の二第一項の規定によつてされた登録票の書替交付の申請で、当該改正規定の施行の際現にこれに対する書替交付又は書替交付の拒否の処分がされていないものの処理については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

2 この法律において「農作物等」とは、農作物及び農作物以外の飼料用植物をいう。

3 この法律において「特定有害物質」とは、その物質が農用地の土壌に含まれることに起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されるおそれがある物質（放射性物質を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

第三條 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の一定の地域で、その地域内にある農用地の土壌及び当該農用地に生育する農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量等からみて、当該農用地の利用に起因して人の健康をそこなうおそれがある農産物が生産され、若しくは当該農用地における農作物等の生育が阻害されると認められるもの又はそれらのおそれが著しいと認められるものとして政令で定める要件に該当するものを農用地土壌汚染対策地域（以下「対策地域」という。）として指定することができる。

2 農林大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、土壌汚染対策審議会の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、対策地域を指定しようとするときは、都道府県公害対策審議会及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

4 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、遅滞なく、農林省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、農林大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。

（対策地域の区域の変更等）

第四條 都道府県知事は、対策地域の指定の要件となつた事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による対策地域の区域の変更又は対策地域の指定の解除について準用する。

（農用地土壌汚染対策計画）

第五條 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、当該対策地域について、その区域内にある農用地の土壌の特定有害物質による汚染を防止し、若しくは除去し、又はその汚染に係る農用地（以下「汚染農用地」という。）の利用の合理化を図るため、遅滞なく、農用地土壌汚染対策計画（以下「対策計画」という。）を定めなければならない。

策計画（以下「対策計画」という。）を定めなければならない。

2 対策計画においては、農林省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対策地域の区域内にある農用地についてその土壌の特定有害物質による汚染の程度等を勘案して定める利用上の区分及びその区分ごとの当該農用地の利用に関する基本方針

二 対策地域の区域内にある農用地に係る次に掲げる事業で必要なものに関する事項

イ 農用地の土壌の特定有害物質による汚染を防止するためのかんがい排水施設その他の施設の設置、管理又は変更

ロ 農用地の土壌の特定有害物質による汚染を除去するための客土その他の事業

ハ 汚染農用地の利用の合理化を図るための地目変換その他の事業

三 対策地域の区域内にある農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査測定に関する事項

四 その他必要な事項

3 前項第二号に掲げる事項に係る対策計画は、当該事業に係る農用地の土壌の特定有害物質による汚染の程度、当該事業に要する費用、当該事業の効果及び緊要度等を勘案し、第一項に規定する目的を達成するため必要かつ適切と認められるものでなければならない。

4 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

5 都道府県知事は、前項の承認の申請をしようとするときは、都道府県公害対策審議会及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

6 都道府県知事は、対策計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

（対策計画の変更）

第六條 都道府県知事は、対策地域の区域の変更

により、又は対策地域の区域内にある農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、対策計画を変更することができる。

2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による対策計画の変更（農林省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（排水基準設定等のための都道府県知事の措置）

第七條 都道府県知事は、対策地域を指定し、又はその区域を変更した場合において、当該対策地域の区域内にある農用地の土壌の特定有害物質による汚染の程度、当該対策地域に係る対策計画の内容等を総合的に勘案して、人の健康をそこなうおそれがある農産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第 号）第三条第三項若しくは大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第四条第一項の規定により、当該農用地に水が流入する公共用水域に排出される排水水に係る排水基準若しくは当該対策地域の全部若しくは一部を含む区域におけるばい煙等発生施設において発生するばい煙等に係る排出基準を定め、又はこれらの規定により定められた当該排水基準若しくは排出基準を変更するために必要な措置をとるものとする。

（特別地区の指定等）

第八條 都道府県知事は、対策地域の区域内にある農用地のうち、その土壌及び当該農用地に生育する農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量等からみて、当該農用地の利用に起因して人の健康をそこなうおそれがある農産物が生産され、若しくは当該農用地における農作物等の生育が阻害されると認められる農用地があるときは、当該農用地において作付けをすることが適当でない農作物又は当該農用地に生育する農作物以外の植物で家畜の飼料の用に供することが適当でないもの（以下「指定農作物等」と総称する。）の範囲を定めて、当該農用地の区域を特別地区として指定することができる。

別地区として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により特別地区を指定したときは、遅滞なく、農林省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、農林大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。

（特別地区の区域の変更等）

第九條 都道府県知事は、特別地区の指定の要件となつた事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る特別地区の区域若しくはその区域に係る指定農作物等の範囲を変更し、又は当該特別地区の指定を解除することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による特別地区の区域若しくは指定農作物等の範囲の変更又は特別地区の指定の解除について準用する。

（農作物等の作付け等に関する勧告）

第十條 都道府県知事は、特別地区の区域内にある農用地において当該農用地に係る指定農作物等の作付けをし、若しくはしようとし、又は当該農用地に生育している当該指定農作物等を家畜の飼料の用に供し、若しくはしようとしていいる者がある場合には、その者に対し、当該農用地において当該指定農作物の作付けをしないよう、又は当該農用地に生育している当該指定農作物等を家畜の飼料の用に供しないよう勧告することができる。

（農用地の土壌の汚染の防止に関する措置の要請）

第十一條 農林大臣は、農用地の土壌が工場又は事業場から排出される排水、ばい煙等に含まれる特定有害物質により汚染されることを防止するため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）その他の法令の規定に基づきその防止のために必要な措置をとるべきことを要請するものとする。

(農用地の土壤の汚染に関する調査測定等)  
第十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況に關し、必要に応じて調査測定を実施し、その結果を公表するものとする。

(土壤汚染対策審議会)  
第十三条 農林省に、土壤汚染対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林大臣の諮問に応じ、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化に關する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する重要事項に關し、農林大臣に意見を述べることが出来る。

第十四条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び農林省その他の関係行政機関の職員のうちから農林大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 前三項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(立入調査等)  
第十五条 農林大臣又は都道府県知事は、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況を調査測定するため必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、農用地に立ち入り、土壤若しくは農作物等につき調査測定させ、又は調査測定のため必要な最少量に限り土壤若しくは農作物等を無償で採取させることができる。

2 前項の規定により立ち入りとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(関係行政機関等の協力)

第十六条 農林大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機

関の長又は関係地方公共団体の長に對し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に對し、必要な資料の提供その他の協力を求め、又は農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止に關し意見を述べることが出来る。

(国及び都道府県の援助)  
第十七条 国及び都道府県は、対策計画の達成のために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

(研究の推進等)  
第十八条 国及び都道府県は、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止及び除去に關する技術並びにその汚染が農作物等に及ぼす影響について研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(罰則)  
第十九条 第十五条第一項の規定による調査測定又は採取を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附 則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲において政令で定める日から施行する。

(農林省設置法の一部改正)  
2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百三十三号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第十四号の次に次の一号を加える。

第十四の二 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行に關する事務を処理すること。

第三十四條第一項の表中特殊地域農業振興対策審議会の項の次に次のように加える。

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律によりその権限に属させた事項を行なうこと。

十二月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、米穀の基本政策確立に關する請願(第二号)

一、花き振興法(仮称)の法制化促進に關する請願(第三号)(第一七八号)

一、果実等の輸入自由化阻止に關する請願(第六九号)

一、食糧管理制度堅持に關する請願(第一七〇号)

一、さけ・ますはえなわ漁業の流し網漁業への転換促進に關する請願(第一七一号)

一、林地除草剤散布に伴う被害の防止に關する請願(第一七二号)

第二号 昭和四十五年十一月二十四日受理

米穀の基本政策確立に關する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一 滋賀県議會議長 北川弥助

第三号 昭和四十五年十一月二十四日受理

花き振興法(仮称)の法制化促進に關する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一 滋賀県議會議長 北川弥助

一、花き園芸に對する多額の資金と高度の生産技術の助成措置ならびに融資措置を講ずるとともに、試験研究機関の整備充実、技術指導体制の強化をはかること。

二、花き流通形態を合理化するため、公営市場の開設、市場統合、施設整備等に対し助成措置をはかること。

第一七八号 昭和四十五年十一月二十七日受理

花き振興法(仮称)の法制化促進に關する請願

請願者 茨城県水戸市三ノ九一ノ五ノ三八 茨城県議會議長 山口武平

一、さけ・ますはえなわ漁業の流し網漁業への転換促進に關する請願(第一七一号)

請願者 宮城県柴田郡村田大字沼辺 山家敏外三百五十名

第六九号 昭和四十五年十一月二十六日受理

果実等の輸入自由化阻止に關する請願

請願者 宮城県柴田郡村田大字沼辺 山家敏外三百五十名

食糧管理制度堅持に關する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一 岩手県議會議長 千葉一

紹介議員 岩動 道行君

生産者米価のすえ置き、米の作付け一割減反、自主流通米制度の実施等は、食糧管理制度をなしくずしに間接統制へ移行させるものと懸念されるので、生産者並びに消費者の不安を払しょくし、あくまでも食糧管理制度の根幹を堅持するよう強く要望する。

第一七二号 昭和四十五年十一月二十七日受理  
さけ・ますはえなわ漁業の流し網漁業への転換促進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県  
議会議長 千葉一  
紹介議員 岩動 道行君

北洋さけ・ますはえなわ漁業は、日ソ漁業条約による漁獲量の規制と経営費の増加により、経営の危機にひんしており、また漁法の関係等から魚族資源の維持繁殖にも問題があるので、この種はえなわ漁業をすみやかに流し網漁業へ転換させ、経営の安定と魚族資源の維持を図るよう強く要望する。

第一七二号 昭和四十五年十一月二十七日受理  
林地除草剤散布に伴う被害の防止に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県  
議会議長 千葉一  
紹介議員 岩動 道行君

国有林地に使用しているブラッシュキラー・クサトールなどの除草剤は、沢水の汚染、きのこ、山菜その他の草木あるいは川魚、野鳥等に被害を与える恐れがあるので、その使用については慎重に配慮されたい。とくにヘリコプターによるこれら薬剤の空中散布は、被害の範囲が拡大する危険もあるから、その被害防止について十分配慮するよう強く要望する。

第六十三回国会閉会後農林水産委員会会議録第四号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

シ一 中村 英男君 中村 波男君

四 二 複合的 複合的

昭和四十五年十二月二十二日印刷

昭和四十五年十二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A